

○大崎市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第20条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令又は条例の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- （1）不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- （2）会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

○大崎市審議会等の会議の公開に関する要綱（抜粋）

（会議の公開）

第2条 条例第20条に規定する実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議とは、次に掲げるものとする。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、市長の担任する事項について調停、審査、審議、調査等を行うために設置された附属機関の会議
- （2）附属機関以外の機関で、市長の担任する事項について調停、審査、審議、調査等を行うために設置された市民、学識経験者等が構成員となっている審議会、懇話会、委員会等の会議をいう。

（会議の公開の方法）

第5条 審議会等の会議の公開は、市民等が容易に審議会等の審議等の過程を知ることができるよう、希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 審議会等は、あらかじめ傍聴定員を定め、それに対応する傍聴席に設けるものとする。
- 3 審議会等の傍聴席の定員は、10人以上とするが、審議会等の長が、審議内容等の関心が高いと判断した場合には、適宜増員に努めなければならない。
- 4 審議会等は、必要に応じて、記者席を設けるものとする。
- 5 審議会等は、会場に、その名称を明示するものとする。
- 6 傍聴者に対しては、原則として会議資料と同様のものを配布するものとする。
- 7 審議会等は、傍聴要領を定め、秩序の維持に努めなければならない。

○大崎市行政改革推進委員会傍聴要領（案）

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 傍聴の受付は先着順で行い、傍聴者の定員は、10人とし、定員になり次第、受付を終了します。
- (2) 傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場において、飲食、喫煙等を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (5) その他会議の支障となる行為をしないこと。

3 その他

傍聴者が2の規程に違反したときは、会長が注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。